

船舶事故調査報告書

平成27年11月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年5月4日 14時20分ごろ
発生場所	熊本県天草市通詞島 ^{つうじの} 北方沖 小亀岩 ^{こがめいわ} 灯標から真方位222° 140m付近 （概位 北緯32° 33.60′ 東経130° 06.43′）
事故調査の経過	平成27年6月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ブルーケイブカプリ、15トン 232-16670熊本、株式会社セルモ 11.97m (Lr) × 3.87m × 2.36m、FRP ディーゼル機関2基、603.11kW（合計）、平成2年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年10月11日 免許証交付日 平成24年10月10日 （平成29年10月10日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船尾船底外板に破口、舵板、プロペラ軸及びプロペラ翼に曲損、船体後部外板に破損、操舵室、機関室等の各設備に濡損等（全損）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人等（以下「同乗者」という。）4人を乗せ、通詞島西北西方沖でイルカウォッチングを行った後、通詞島北方沖にある小亀岩灯標の北方に向かった。</p> <p>船長は、通詞島北方から小亀岩灯標間の海域が、干出岩や暗岩などが拡延している浅所域（以下「本件浅所域」という。）であることを知っていたので、本件浅所域の西方を北進した後、小亀岩灯標の北方で右転して東進する予定であった。</p> <p>本船は、本件浅所域の西方を北北東進中、船長が、右舷船首方約100～150mのところに、‘本件浅所域を一行に並んで西進している2隻の船’（以下「2隻の西航船」という。）を視認し、そのまま航行すれば小亀岩灯標の西南西方沖で2隻の西航船と進路が交差する状況であったので、様子を見るために機関を中立にした。</p>

	<p>船長は、本船と同程度の大きさの2隻の西航船が本件浅所域を何事もなく西進していたので、同船の航跡上であれば、本件浅所域を無事に航行できるものと思った。</p> <p>本船は、通詞島北方沖において、船長が、機関を前進にかけて約8～10ノットの速力とし、2隻の西航船の進路を避けるとともに同船の航跡上に向けるため、右舵を取って北東進中、2隻の西航船が船首方約40～50mを通過した後、平成27年5月4日14時20分ごろ本件浅所域の暗岩に乗り揚げた。</p> <p>船長は、衝撃で乗り揚げたことを知り、負傷者がいないことを確認した後、損傷状況を確認したところ、機関室に浸水していたので、救命胴衣を着用し、同乗者全員に救命胴衣を着用させ、同乗者に指示して海上保安庁及び所属するマリナーへ本事故の発生を通報させるとともに、付近でイルカウォッチングを行っていた遊覧船に救助を求めた。</p> <p>来援した遊覧船は、船首のたつから本船の右舷船尾にロープを取り、後進で引き出し作業を行ったが、ロープが切断したので、引き出し作業を断念した。</p> <p>本船は、乗船者全員が来援した別の遊覧船に救助されたものの、その後、損傷箇所からの浸水と潮位の上昇により、本事故現場付近に沈没し、本事故の4日後にクレーン台船で吊り上げられ、所属するマリナーに陸揚げされた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約3～4m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、操縦免許を取得後、年に約3～4回本船に乗船して天草諸島周辺海域で釣りやイルカウォッチングを行っており、本件浅所域付近を約30～40回航行した経験があったが、航行に危険な暗岩等の場所については知らなかった。</p> <p>船長は、ふだん、本件浅所域付近を航行する際、目視で浅所を確認しながら操船しており、本事故時、GPSプロッターを作動させていたが、同プロッターをよく見ておらず、目視で周囲の状況を確認しながら操船していた。</p> <p>本船のふだんの喫水は、船首約0.7m、船尾約1.1mであった。</p> <p>本船が乗り揚げた暗岩の周囲は、来援した遊覧船が航行可能な水深があった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、通詞島北方沖を北北東進中、船長が、本件浅所域を西航し</p>

	た船の航跡上であれば本件浅所域を無事に航行できるものと思ひ、不案内な本件浅所域に進入したことから、同航跡に達する前に暗岩へ乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、通詞島北方沖を北北東進中、船長が、本件浅所域を西航した船の航跡上であれば本件浅所域を無事に航行できるものと思ひ、不案内な本件浅所域に進入したため、同航跡に達する前に暗岩へ乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行に慣れた海域であっても、目視のみに頼らず、GPSプロッターを使用し、危険な浅瀬等から十分な距離を隔てるように針路を定めること。 ・ 予定針路を変更する際には、変更する針路の安全を十分に検討すること。

付図1 事故発生経過概略図

